

処 遇 改 善 加 算 等 に 関 す る 規 程

処遇改善加算等に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、「介護サービス部門賃金規程」第19条、第19条の2、「常勤パートタイマー就業規則」第44条、第44条の2、及び「パートタイマー職員就業規則」第40条、第40条の2に基づき、「介護職員等処遇改善加算等」及びその他の加算の受給について、計画期間内に受給した加算額と同額以上を、配分対象の職員に配分することを定めるものである。

2 前項の処遇改善加算には、障害福祉サービスに関する同様の加算も含む。

(介護職員等処遇改善加算等)

第2条 介護職員等処遇改善加算等については、その加算額合計以上を次の方法で対象職員に配分する。

- (1) 基本給（昇給分）
- (2) 資格手当
- (3) 介護業務手当
- (4) 6月、12月の期末手当（期末処遇改善手当）
- (5) 夜勤処遇改善手当（一時金）
- (6) 処遇改善調整手当（一時金）
- (7) 常勤パートタイマー、パートタイマー職員の時給
- (8) 処遇改善手当

(その他の加算)

第3条 介護職員処遇支援補助金、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等については、その加算額合計以上を次の方法で対象職員に配分する。

- (1) その他の処遇改善手当（毎月支給）
- (2) 処遇改善調整手当（一時金）

(手当の額及び率)

第4条 本規程で定める各種加算に対する職員への配分の対象者、手当額及び率等は、每期（原則、年度単位）の処遇改善等「計画書」で定め、職員に周知する。

(その他)

第5条 本規程は、介護職員等処遇改善加算等制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(附則)

1. 本規程は、令和4年4月1日から適用する。
2. 本規程は、令和6年6月1日から改定する。